

地域包括ケアシステムを推進し、
健康・安心・絆のライフラインを構築する



薬局



子育て支援



介護サービス



食品サービス

第5期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（開場：午前9時30分）

場所

東京都新宿区市谷仲之町3番19号
当社 本社ビル
※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

決議
事項

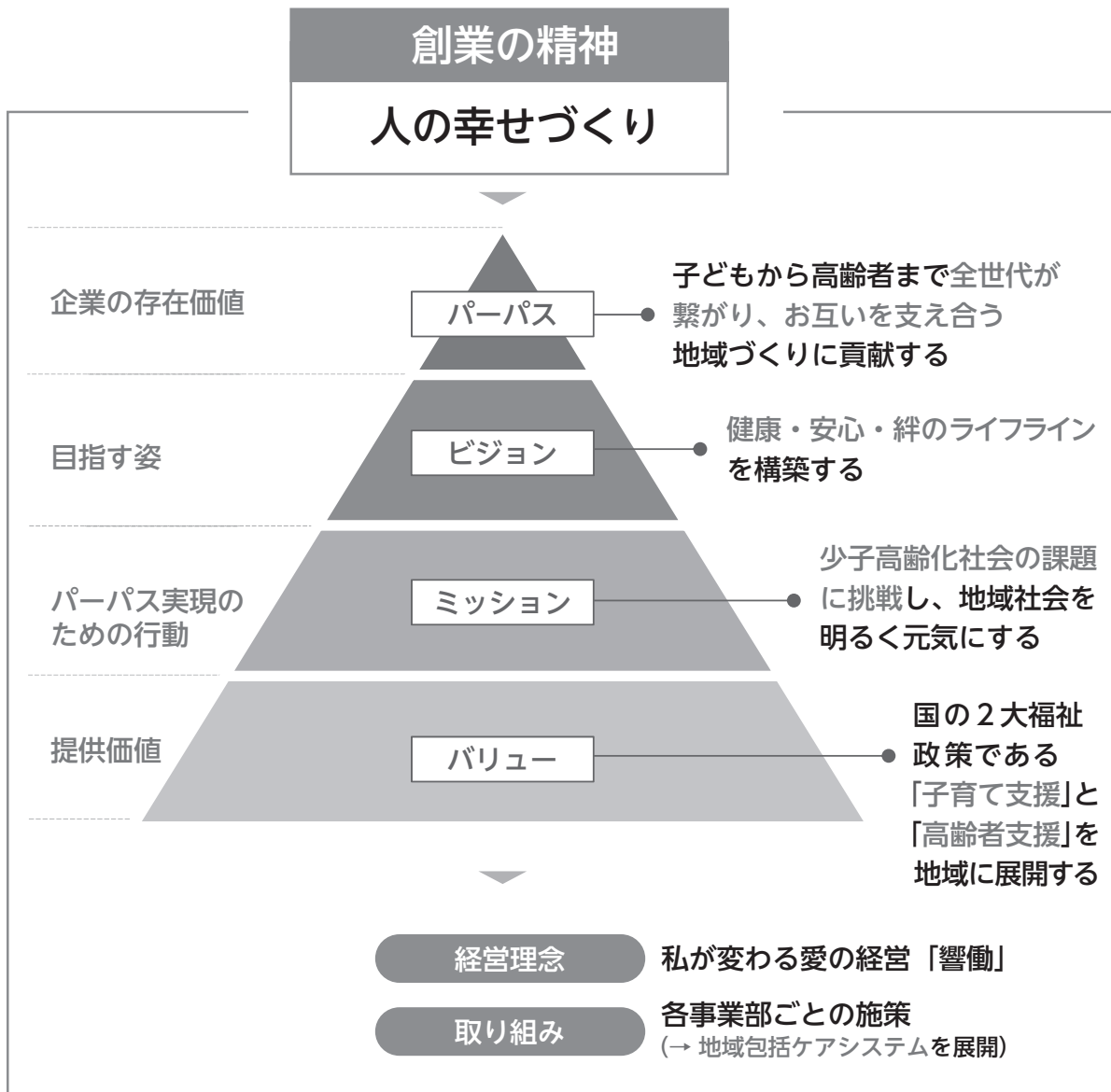
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件



株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は、株主様の混乱を避けご不便の無いようにといった観点から、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。

ミアヘルサホールディングス株式会社

証券コード：7129



株主の皆さまへ

代表取締役社長

青木文恵



株主の皆さまにおかれましては、平素より当社への格別のご高配を賜わり、誠にありがとうございます。

ここに第5期定時株主総会の招集をご通知申し上げます。

当社グループは、創業の精神【人の幸せづくり】を企業活動の根幹に、「0歳から高齢者まで全世代が繋がり、お互いを支えあう地域づくりに貢献する」というパーパスのもと、中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）の基本方針である「国の二大福祉政策である「子育て支援」・「高齢者支援」を地域に展開する」を具現化すべく、事業間連携によるシナジー効果を発揮することで地域に貢献していきたいと考えております。

第6期は中期経営計画最終年度であるとともに、当社グループが創業60周年を迎える記念すべき年となります。この節目を次なる成長への大きな飛躍の年とすべく、収益基盤の強化と100年企業を見据えたさらなる企業価値の創造に向け、グループ一丸となって邁進して参ります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜わりますよう心よりお願い申し上げます。

証券コード：7129

2026年6月10日

(電子提供措置の開始日 2026年6月4日)

株 主 各 位

東京都新宿区市谷仲之町3番19号

ミアヘルサホールディングス株式会社

代表取締役社長 青 木 文 恵

第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第5期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (https://www.merhalsa-hd.jp/ir/shareholders_meeting/)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

インターネット又は書面により議決権を行使いただく場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日） 午前10時

2. 場 所 東京都新宿区市谷仲之町3番19号 当社 本社ビル
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

(報告事項)

1. 第5期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第5期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

(決議事項)

第 1 号議案 剰余金の処分の件

第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4 名選任の件

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に、ご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。議決権の行使方法は、以下の方法がごございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙を郵送



同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示のうえご返送ください。

行使期限

6月25日（木曜日）
午後**6時**到着

インターネットによる行使



当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

6月25日（木曜日）
午後**6時**まで

▶ 詳細は次頁をご確認ください。

株主総会に出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。

株主総会開催日時

6月26日（金曜日）
午前**10時**

議決権行使書用紙のご記入方法

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

(付随表)

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

こちらを切り取ってご返送ください。

→ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案・第2号議案

賛成の場合 ▶ **「賛」**の欄に○印

否認する場合 ▶ **「否」**の欄に○印

※第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

なお、賛否を表示せずに提出された場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱います。

スマート行使に必要な「QRコード」が記載されています。インターネットによる行使に必要な「議決権行使コード」「パスワード」は裏面に記載されています。

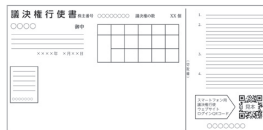
当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご留意ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

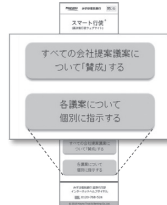
QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック



2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力



「次へ」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力



「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

お問い合わせ先について インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル



0120-768-524 (受付時間 9:00~21:00 年末年始を除く)

- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営上の重要課題の一つとしており、成長性を確保するため、将来の事業展開と企業体質の強化のための内部留保も考慮しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の業績を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金17円 総額47,637,043円
- ③ 剰余金の配当の効力発生日
2026年6月29日

取締役候補者選定の方針及びプロセス

当社では、取締役会全体としての規模、バランス、多様性等を考慮しながら、職務に相応しい豊富な経験と専門性、業績、高い見識と人格等を総合的に判断して、取締役として株主からの経営の委任に応え、その職務と責任を全うできる適任者を取締役候補者として選定する方針としています。この方針に基づき、指名・報酬委員会の答申を得て、取締役会において候補者を決定いたしました。

第5期定時株主総会終結後の取締役・監査等委員体制（予定）

取締役・監査等委員の社外役員比率 **42.9%**
(3名/7名)

取締役・監査等委員の女性役員比率 **28.6%**
(2名/7名)

第5期定時株主総会終結後の取締役・監査等委員のスキルマトリックス

第2号議案が原案どおり承認された場合、当社の取締役及び監査等委員のバックグラウンドは以下のとおりとなります。取締役会及び監査等委員会は、会社経営の観点から、当社にとって重要と考えられる知識・知見を幅広くカバーするように、多様なバックグラウンドを持つメンバーで構成されています。

	候補者 番 号	氏 名	当社における現在の 地位及び担当	取締役会 の出席状況	在任 年数	経験・スキル					
				監査等委員会 の出席状況		企業 経営	業界 知識	会計・ 税務	法務・ リスク マネジ メント	行政	内部 統制
取締役候補者 (第2号議案)	1	青 木 文 恵	代表取締役社長 再任	20/20回 (100.0%) —	4年9ヵ月	●	●				
	2	高 橋 雅 彦	取締役 再任	20/20回 (100.0%) —	4年9ヵ月	●		●	●		●
	3	青 木 友 紀	取締役 再任	15/15回 (100.0%) —	1年0ヵ月	●	●				
	4	皆 川 尚 史	取締役 再任 社外 独立役員	20/20回 (100.0%) —	4年9ヵ月		●			●	●
監査等委員である取締役	—	足 立 正 弘	取締役 (監査等委員)	20/20回 (100.0%) 18/18回 (100.0%)	4年9ヵ月	●	●				●
	—	遠 山 典 夫	取締役 社外 (監査等委員) 独立役員	20/20回 (100.0%) 18/18回 (100.0%)	4年9ヵ月			●			●
	—	原 正 雄	取締役 社外 (監査等委員) 独立役員	19/20回 (95.0%) 18/18回 (100.0%)	4年9ヵ月				●		●

- (注) 1. 候補者 青木友紀氏の取締役会への出席状況は、2025年6月26日の当社取締役就任後のものです。
2. 上記一覧表は、各人の有する全ての専門性や経験を示すものではありません。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、社外取締役1名を含む下記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきまして、当社の監査等委員会

は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者
番 号

1

あお き ふみ え
青木 文恵 (1952年2月7日生)

再 任



■ 所有する当社の株式数
60,000株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年 9 月	(株)給食普及会（現ミアヘルサ(株)）入社	2015年 4 月	同社経営戦略本部本部長
1991年 5 月	同社監査役	2017年 5 月	同社介護事業本部・海外事業担当
2000年 1 月	(株)日本生科学研究所（現ミアヘルサ(株)）取締役介護事業部部長	2018年 6 月	NPO法人地域包括ケアフォーラム理事長
2001年 5 月	(株)給食普及会（現ミアヘルサ(株)）取締役	2021年10月	当社取締役副社長
2009年 4 月	同社取締役副社長	2021年10月	ライフサポート(株)（現ミアヘルサ(株)）代表取締役社長
2014年 4 月	同社管理本部本部長	2022年 6 月	当社代表取締役社長（現任）
		2022年 6 月	ミアヘルサ(株)代表取締役社長（現任）
		2022年 6 月	ライフサポート(株)（現ミアヘルサ(株)）取締役

【重要な兼職の状況】 ミアヘルサ(株)代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

2000年のミアヘルサ(株)取締役就任以来、長年にわたりミアヘルサ(株)の経営を担っており、企業価値の向上に貢献しています。グループ会社の代表取締役も兼務しており、その豊富な経験と業界知識を活かして当社の重要な業務執行の決定及び取締役の職務遂行の監督に十分な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番 号

2

たか はし
高橋

まさ ひこ
雅彦

(1957年1月29日生)

再任



■ 所有する当社の株式数
1,000株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 松下電器産業(株) (現パナソニック(株)) 入社
2005年1月 同社神奈川支店長
2009年10月 同社本社リスクマネジメント室長
2013年1月 同社東京秘書室長
2015年2月 (株)日本生科学研究所 (現ミアヘルサ(株)) へ出向、管理本部総務部長
2016年6月 同社管理本部本部長
2016年11月 同社取締役管理本部本部長
2021年10月 当社取締役 (現任)
2023年7月 ミアヘルサ(株)取締役経営企画本部本部長
2026年2月 同社取締役経営企画本部本部長、管理及び海外戦略部管掌 (現任)

【重要な兼職の状況】 ミアヘルサ(株)取締役経営企画本部本部長、管理及び海外戦略部管掌

■ 取締役候補者とした理由

2016年のミアヘルサ(株)取締役就任以来、長年にわたりミアヘルサ(株)の経営を担っており、企業価値の向上に貢献しています。グループ会社の取締役も兼務しており、その豊富な経験と業界知識を活かして当社の重要な業務執行の決定及び取締役の職務遂行の監督に十分な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

3

あお き
青木

ゆ き
友紀

(1982年5月21日生)

再任



■ 所有する当社の株式数
40,000株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2019年9月 ミアヘルサ(株)入社、経営企画本部経営企画室課長
2021年7月 同社保育事業本部運営管理部部长
2022年4月 同社保育事業本部本部長
2022年7月 同社保育事業本部執行役員本部長
2023年6月 ライフサポート(株) (現ミアヘルサ(株)) 取締役
2024年6月 ミアヘルサ(株)取締役子育て支援事業本部本部長
2025年6月 当社取締役 (現任)
2025年6月 ミアヘルサ(株)取締役副社長 子育て支援事業本部本部長 (現任)

【重要な兼職の状況】 ミアヘルサ(株)取締役副社長 子育て支援事業本部本部長

■ 取締役候補者とした理由

2022年4月から当社子会社であるミアヘルサ(株)の保育事業本部 (現子育て支援事業本部) 本部長として、また、2023年6月から当社孫会社であったライフサポート(株)の取締役として、豊富な経験、幅広い見識及び強いリーダーシップをもって、当社グループの子育て支援事業の拡大及び経営全般に貢献しており、当社の成長戦略の推進に適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4 月 厚生省（現厚生労働省）入省
 2003年 8 月 厚生労働省大臣官房審議官（職業能力開発担当、EPA担当）
 2007年 8 月 独立行政法人国立病院機構理事
 2011年10月 企業年金連合会専務理事 CIO
 2013年 4 月 日本保険業局協会専務理事
 2016年 6 月 ㈱JPホールディングス社外取締役
 2021年 6 月 ミアヘルサ㈱社外取締役
 2021年10月 当社社外取締役（現任）

■ 所有する当社の株式数
 2,000株

■ 社外取締役候補者とした理由

当社グループの事業領域における専門的な知識を有するとともに、複数の企業において理事等を歴任し、企業経営の経験も有しております。それらの経験を活かした、社外取締役としての企業価値向上に向けた経営の監督及び支援を期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、皆川尚史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。なお、皆川尚史氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。
3. 皆川尚史氏は社外取締役候補者であります。
4. 皆川尚史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、皆川尚史氏の再任が承認された場合、引き続き皆川尚史氏を独立役員として届け出る予定であります。
5. 皆川尚史氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
6. 皆川尚史氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって4年9ヵ月となります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）におけるわが国経済は、企業業績の回復に伴う設備投資の増加や雇用・所得環境の改善等を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

一方、米国の通商政策の動向や原材料価格の高騰や物価上昇に加え、中東情勢の緊迫化や金融市場の変動要素等、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、2024年6月10日付で公表しました中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）の2年目となる2026年3月期におきましても、中期経営計画の基本方針である「国の2大福祉政策である「子育て支援」・「高齢者支援」を地域に展開する」を具現化すべく、事業部間連携によるシナジー効果を発揮することで成長戦略の加速、及び営業利益率の向上による経営基盤の強化を図ってまいりました。

業績につきましては、子育て支援事業において、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた令和7年度補正予算における公定価格の増額改定の実施に加え、介護事業において、2023年8月に開設した「ホスピス対応型ホーム（定員61名）」の入居者数が安定的に推移したことにより採算性が向上いたしました。

また、医薬事業において、新規店舗を中心に処方箋枚数が増加いたしましたが、2025年4月に実施された薬価改定の影響や医薬品の仕入原価の上昇等により、増収・減益で推移いたしました。

なお、ミアヘルサ株式会社において、医薬事業、子育て支援事業及び、介護事業の一部事業所における収益性の低下等に伴い、固定資産の減損損失（特別損失）を計上いたしました。

この結果、売上高24,850百万円（前年同期比4.3%増）、営業利益824百万円（前年同期比28.6%増）、経常利益827百万円（前年同期比28.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益200百万円（前年同期比33.0%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(医薬事業)

当連結会計年度において、医療モール型薬局 3 店舗（2025年 4 月 1 日：神奈川県横浜市・2025年 6 月 16 日：埼玉県春日部市・2025年 7 月 1 日：東京都杉並区）の出店と面対応型薬局 1 店舗（2025年 5 月 1 日：東京都北区）の移転、門前薬局 1 店舗（2025年 4 月 30 日：東京都文京区）の閉鎖を実施いたしました。

業績につきましては、処方箋枚数は、新規店舗（2025年 3 月期、及び2026年 3 月期に開設）を中心に処方箋枚数が増加したことで前年同期比105.6%となりました。

処方箋単価につきましては、2025年 4 月に実施された薬価改定の影響に加え、当社グループの調剤薬局の構成割合が、処方箋単価の低い医療モール型薬局が増加したことで低下いたしました。

また、医薬品の仕入原価が上昇したことで、売上原価が増加いたしました。

この結果、売上高9,947百万円（前年同期比3.8%増）、セグメント利益502百万円（前年同期比3.2%減）となりました。

なお、当連結会計年度末における調剤薬局店舗数は、45店舗（前連結会計年度末比＋ 2 店舗）となりました。

(子育て支援事業)

当連結会計年度において、認可保育園 1 園を開設いたしました。また、児童館（週末施設開放業務） 1 施設の受託を開始いたしました。また、2026年 3 月末で認可保育園 1 園を閉園いたしました。

業績につきましては、待機児童の減少に伴い、既存保育園の園児数が減少いたしましたが、2024年 9 月及び、2025年 4 月に開設した認可保育園を中心に園児数の増加が寄与したほか、令和 7 年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた令和 7 年度補正予算における公定価格の増額改定が行われたことで、増収・増益で推移いたしました。

この結果、売上高10,294百万円（前年同期比5.7%増）、セグメント利益1,257百万円（前年同期比17.5%増）となりました。

なお、当連結会計年度末における運営事業所数は、78事業所（前連結会計年度末比＋ 1 事業所）となりました。

（介護事業）

当連結会計年度において、2事業所（訪問看護事業所1事業所、居宅介護支援事業所1事業所）の閉鎖を実施いたしました。

業績につきましては、2023年8月に開設した「ホスピス対応型ホーム（定員61名）」の入居者数の拡大が図れたことで採算性が向上したことに加え、入居営業活動の体制強化により、既存事業所のサービス付き高齢者向け住宅の入居率が高い水準で運営できた結果、併設事業所の利用者数も安定的に推移いたしました。

この結果、売上高3,538百万円（前年同期比0.1%減）、セグメント利益55百万円（前年同期比506.5%増）となりました。

なお、当連結会計年度末における介護事業所数・施設数は、61事業所（前連結会計年度末比△2事業所）となりました。

（その他（食品事業））

学校給食部門において、物価高騰による仕入単価の上昇の影響があったものの価格転嫁が図られたことで、増収・増益で推移いたしました。

また、当社がフランチアイジーとして店舗展開している銀のさら（3店舗）の業績につきましては、物価高騰による仕入コスト高の影響があったものの、価格改定により顧客単価の上昇を図ることができたことに加え、顧客数も前期並みで推移したことで、堅調に推移いたしました。

この結果、売上高1,069百万円（前年同期比11.0%増）、セグメント利益37百万円（前年同期比134.7%増）となりました。

事業の部門別売上高

区 分	第4期 (前連結会計年度)		第5期 (当連結会計年度)		前年同期比増減 (△)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減 (△) 率
医 薬 事 業	百万円 9,582	% 40.2	百万円 9,947	% 40.0	百万円 365	% 3.8
子 育 て 支 援 事 業	9,736	40.9	10,294	41.4	558	5.7
介 護 事 業	3,543	14.9	3,538	14.2	△4	△0.1
その他 (食品事業)	963	4.0	1,069	4.3	106	11.0
合 計	23,825	100.0	24,850	100.0	1,024	4.3

2 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、主として、子育て支援事業において2026年4月に開設の認可保育園の出店に伴う設備投資、医薬事業において2025年6月及び、2025年7月に開設の調剤薬局の出店に伴う設備投資を中心に、合計463百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

セグメントごとの設備投資について示すと、医薬事業に192百万円、子育て支援事業に219百万円、介護事業に42百万円、その他（食品事業）に4百万円、全社共通として5百万円の設備投資を実施しております。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

3 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と総額3,300百万円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高は3,300百万円であります。

4 対処すべき課題

当社グループの経営環境は「少子高齢化社会」で表現されるように、2025年には75歳以上の高齢者は全人口の約18%となり、2040年には65歳以上の人口が全人口の約35%となると推測されております。

少子化により児童数は減少していますが、共働きの子育て世代が増え東京圏に人口が集中していることから、東京圏では待機児童が発生していることに加え、2023年4月に創設された「こども家庭庁」は、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務としており、多様化する保育ニーズへの対応が求められております。

また、厚生労働省は高齢化社会への対応策として「地域包括ケアシステム」を推進し、医療、介護、生活支援、高齢者住宅の整備に取り組んでおり、当社グループはこうした市場環境を活かし、「地域包括ケアシステム」の担い手として、当社グループのミッションである「少子高齢化社会の課題を解決し、地域社会を明るく元気にする」の実現に向け、当社グループの医療、介護、子育て支援事業の連携により、「地域包括ケアシステム」のまちづくりを推進し、事業の成長を実現する方針です。

具体的には、次に記載する事項に取り組みます。

①少子高齢化社会の到来に伴う国の財政逼迫と各種政策補助の減少

少子高齢化社会の到来による高齢化率の上昇は、医療費・介護費の増大を招くため、国は医療費・介護費を抑制しています。国の財政難による調剤報酬・診療報酬や介護報酬引き下げは、調剤薬局と介護事業を運営する当社グループの売上の減少という形で経営に大きく影響することから、国の方針への早期対応により調剤報酬・診療報酬や介護報酬の各加算項目の早期取得を志向し、医療・子育て支援・介護事業の機能をワンストップで提供することによって、売上を伸ばす必要があるものと認識しております。また、成長コンセプトを明確にした新サービスの開発を行うことにより収益性の向上を目指します。

②児童の減少

少子化による児童の減少によって全国的に保育園の入園希望者が減少する懸念があります。当社グループは、待機児童率が高い市区町村（特に東京圏の駅前立地）を条件として計画的に認可保育園の開園を進めつつ、公立保育園の民間委託事業の受託や学童保育といった、子育て支援サービス展開を模索し、挑戦してまいります。

また、2023年4月に「こども家庭庁」が創設されたことで、保育ニーズの多様化に対応するとともに、「保護者に選ばれる保育園」づくりに注力してまいります。

③有資格者の確保

当社グループ事業においては、薬剤師、介護福祉士、保育士といった有資格者の確保が必要不可欠であります。新卒・中途問わず、地方における採用を強化し、各資格者の専門性を活かした事業本部別の就業体系・人事給与制度を構築し、柔軟な勤務環境を整備することで人材の育成・強化を図ります。

④コンプライアンスへの取り組み

当社グループの事業領域に関する各種関連法令に対し、厳格に遵守するとともに、個人情報管理についても、法律に則した取り扱いを徹底しております。コンプライアンスへの取り組みとして、人事総務本部・財務本部・経営企画本部・内部監査部門との連携を図り、社内規程の整備、徹底した社員教育を実施することで、コンプライアンス遵守への意識を高めてまいります。

⑤競争力の強化

ブランディングプロジェクトを継続して推進し、各事業本部のコンセプトを明確にした活動に取り組み、地域集中出店（ドミナント出店）を意識した開発を行うことにより、地域の認知度を高め、ブランド力を強化いたします。

⑥多様性のある管理者の育成

店舗及び施設管理のための管理者の育成と「働き方改革」を課題として掲げており、多様な能力・創造性の発揮を可能にする人事制度の構築と、多様な人材を管理者として登用するための管理者教育を積極的に進めてまいります。

⑦業務の効率化

労働集約型の事業、併せて多店舗展開を行っている当社グループにとって、各拠点で行う業務の効率化と本社部門で行うデータの収集・分析は収益に直結することから、業務のマニュアル化及び標準化、更にはＩＴ化による業務の効率化が課題と考えております。

⑧財務基盤の強化

当社グループは、収益基盤の維持・拡大を図るためには、手許資金の流動性確保や金融機関との良好な取引関係が重要であると考えており、戦略的投資による成長分野の収益拡大とキャッシュ・フローの充実を行うことで、更なる財務基盤の強化を図ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第2期 2023年3月期	第3期 2024年3月期	第4期 2025年3月期	第5期 (当連結会計年度) 2026年3月期
売上高 (百万円)	22,249	22,722	23,825	24,850
経常利益 (百万円)	169	374	644	827
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	209	5	299	200
1株当たり当期純利益 (円)	84.22	2.21	113.95	71.83
総資産 (百万円)	14,135	13,809	13,277	15,594
純資産 (百万円)	3,337	3,306	3,794	3,914
1株当たり純資産 (円)	1,341.20	1,307.63	1,357.53	1,396.81

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第2期 2023年3月期	第3期 2024年3月期	第4期 2025年3月期	第5期 (当期) 2026年3月期
売上高 (百万円)	277	321	320	360
経常利益 (百万円)	90	123	114	146
当期純利益 (百万円)	60	94	84	108
1株当たり当期純利益 (円)	24.16	37.73	31.98	38.75
総資産 (百万円)	3,194	3,217	3,511	3,565
純資産 (百万円)	3,053	3,110	3,383	3,410
1株当たり純資産 (円)	1,226.96	1,230.31	1,210.46	1,217.07

6 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ミ ア ヘ ル サ 株 式 会 社	100,000 千円	100.0 %	医薬・子育て支援・介護

③ 特定完全子会社に関する事項

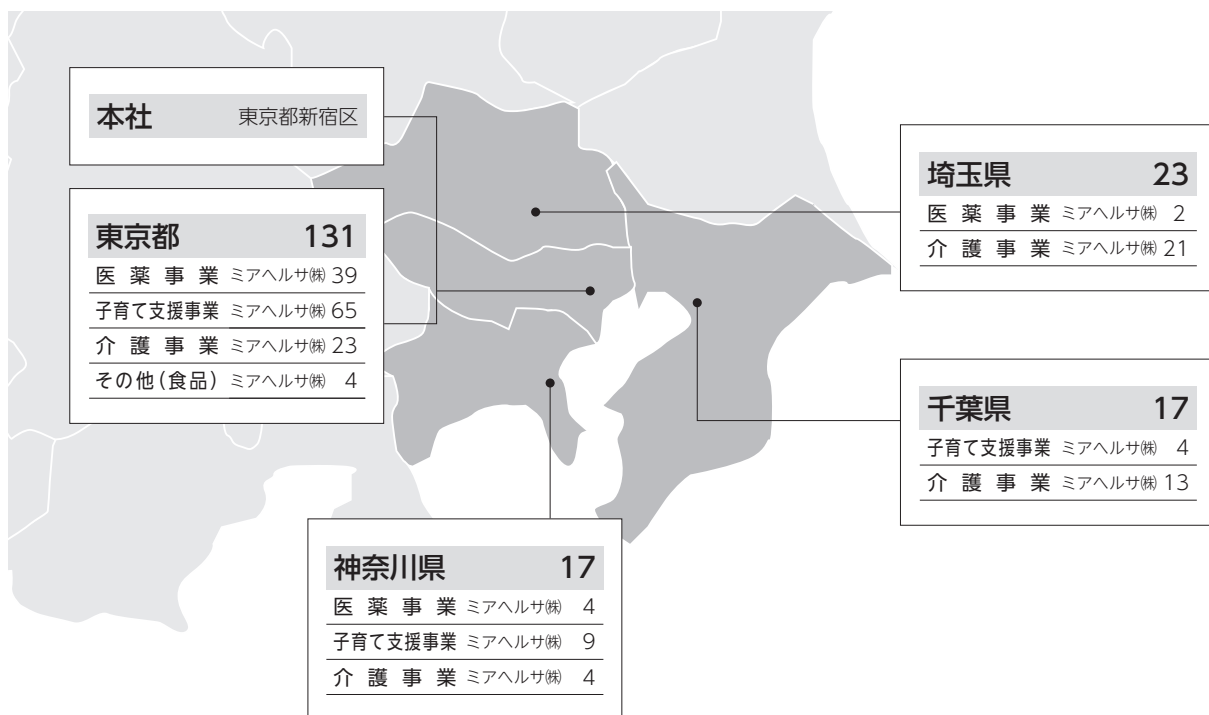
会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ミ ア ヘ ル サ 株 式 会 社	東京都新宿区市谷仲之町3番19号	3,005,123千円	3,565,442千円

7 主要な事業内容

事 業	事 業 内 容
医 薬 事 業	調剤薬局事業（医薬品、医薬部外品、健康食品、生活関連用品等の販売）
子 育 て 支 援 事 業	認可保育園、東京都認証保育園、学童クラブ等の運営
介 護 事 業	介護サービス事業（通所介護、認知症対応型通所介護、訪問介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、地域包括支援センター、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、住宅型有料老人ホーム（ホスピス対応型ホーム）等の運営）
そ の 他 （食 品 事 業）	食材の卸売業、宅配サービス

8 主要な営業所及び工場

名 称	社 名	所 在 地
本 社	当社	東京都新宿区
医 薬 事 業	ミアヘルサ(株)	東京都 (39) 神奈川県 (4) 埼玉県 (2)
子 育 て 支 援 事 業	ミアヘルサ(株)	東京都 (65) 神奈川県 (9) 千葉県 (4)
介 護 事 業	ミアヘルサ(株)	東京都 (23) 神奈川県 (4) 埼玉県 (21) 千葉県 (13)
そ の 他 (食 品 事 業)	ミアヘルサ(株)	東京都 (4)



9 従業員の状況（2026年3月31日現在）

企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数		前連結会計年度末増減比	
医薬事業	183名	[79名]	—	[16名増]
介護事業	300名	[213名]	8名減	[8名増]
子育て支援事業	1,292名	[443名]	1名減	[18名減]
その他（食品事業）	21名	[72名]	1名増	[1名増]
全社（共通）	42名	[1名]	1名減	[1名減]
合計	1,838名	[808名]	9名減	[6名増]

（注） 1. 従業員は就業人員数であり、パート及び登録社員は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）は、管理部門の従業員であります。

10 主要な借入先（2026年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社埼玉りそな銀行	1,076,775 千円
株式会社三井住友銀行	981,250
株式会社みずほ銀行	967,405
株式会社商工組合中央金庫	669,380
株式会社三菱UFJ銀行	464,062
株式会社横浜銀行	431,400
城北信用金庫	332,975
株式会社東日本銀行	300,000
株式会社京葉銀行	200,000
日本生命保険相互会社	115,000
株式会社千葉銀行	46,875
株式会社きらばし銀行	33,200

（注） 1. 株式会社三井住友銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、城北信用金庫、株式会社千葉銀行の借入残高には、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする6行によるシンジケートローンの残高750,000千円が含まれております。

2. 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	3,300百万円
借入実行残高	3,300百万円
差引額	一百万円

11 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- 1 発行可能株式総数 9,800,000株
- 2 発行済株式の総数 2,802,300株
- 3 株主数 4,293名
- 4 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社スリーユ	836,100 株	29.83 %
一般社団法人ブルーツリー	547,000	19.52
グリーンホスピタルサプライ株式会社	100,000	3.56
アルフレッサ株式会社	100,000	3.56
青 木 文 恵	60,000	2.14
ミアヘルサ従業員持株会	59,100	2.10
門 倉 優 里	40,000	1.42
青 木 友 紀	40,000	1.42
山 口 洋	30,000	1.07
銭 本 政 己	21,000	0.74

(注) 1. 持株比率は、自己株式（121株）を控除して計算しております。

2. 一般社団法人ブルーツリーの所有株式数547,000株は、当社子会社（ミアヘルサ株式会社）の取締役会長である青木勇氏が保有する株式を信託契約に基づいて委託者兼受益者として信託したものです。信託契約上、その議決権は一般社団法人ブルーツリーにより行使されることになります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- 1 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- 2 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- 3 その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

1 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	青 木 文 恵	ミアヘルサ株式会社 代表取締役社長
取 締 役	高 橋 雅 彦	ミアヘルサ株式会社 取締役経営企画本部本部長、管理及び海外戦略部管掌
取 締 役	青 木 友 紀	ミアヘルサ株式会社 取締役副社長 子育て支援事業本部本部長
取 締 役	皆 川 尚 史	
取 締 役 (常勤監査等委員)	足 立 正 弘	ミアヘルサ株式会社 常勤監査役
取 締 役 (監査等委員)	遠 山 典 夫	遠山典夫税理士事務所代表
取 締 役 (監査等委員)	原 正 雄	中島経営法律事務所パートナー代表社員

- (注) 1. 取締役皆川尚史氏、遠山典夫氏及び原正雄氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届出しております。
2. 青木勇氏は、2025年6月26日開催の第4期定時株主総会終結の時をもって任期満了により、取締役を退任いたしました。
3. 監査等委員遠山典夫氏は、公認会計士及び税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員原正雄氏は、弁護士として豊富な企業法務経験をもち、内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、様々な社内会議への出席、役職員との面談及び各拠点への往査等をスムーズに行うことにより、社内の広範な情報を迅速に収集し、また、内部監査部門との連携を密に図り、監査の実効性を高めるため、足立正弘氏を常勤の監査等委員として選定しております。

2 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の関係会社の取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約によって、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることとなる損害が補填されます。

4 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(イ) 決定の方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を内規により定めております。内規の内容の決定は、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会を経て、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定に関する方針を議論し、取締役会決定しています。

(ロ) 基本方針及び報酬水準

当社取締役の報酬は、短期のみならず中長期的な企業価値向上を目指した経営を動機づけるとともに、多様で優秀な人材を確保できるものとします。また、報酬水準は、同業他社及び他業種同規模他社との比較において、競争力のある水準を設定します。

(ハ) 具体的方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、業績連動報酬及び基本報酬（業績連動報酬以外の報酬）で構成されます。

- ・業績連動報酬は、全社及び事業セグメントの下記指標に応じて決定します。
 - a 売上高対前期伸長率
 - b 経常利益対前期伸長率
 - c 経常利益計画達成度
 - d 部門別重点目標達成度
 - e 経常利益額

- ・基本報酬は、原則として各取締役の役割及びその職責を考慮して決定します。
- ・当該指標を選択した理由は、対前期伸長率や事業計画の目標達成度に応じた支給倍率を設定することにより、事業セグメントの管掌取締役については事業セグメントの業績向上のインセンティブとなり、他の業務執行取締役については全社利益計画達成のインセンティブとなるためです。業績連動報酬の額の決定方法は、株主総会で決議した総額の範囲内で、個々の業務執行取締役の金額は内規に基づき算定し、指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定することとしております。
- ・取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。
- ・当事業年度における当該業績連動報酬に係る指標については下記のとおりです。
2026年3月期における当該業績連動報酬に係る指標

(単位：千円)

	当期実績	当期計画	前期実績	計画達成度	対前期伸長率
売上高					
全 社	24,850,683	24,333,604	23,825,724	102.12%	104.30%
医 薬 事 業	9,947,519	9,881,364	9,582,084	100.67%	103.81%
子育て支援事業	10,294,623	9,891,000	9,736,598	104.08%	105.73%
介 護 事 業	3,538,647	3,536,185	3,543,457	100.07%	99.86%
そ の 他	1,069,893	1,025,054	963,584	104.37%	111.03%
経常利益					
全 社	827,900	595,906	644,682	138.93%	128.42%
医 薬 事 業	515,348	588,378	523,035	87.59%	98.53%
子育て支援事業	1,265,810	1,012,207	1,078,219	125.05%	117.40%
介 護 事 業	64,857	58,101	12,799	111.63%	506.70%
そ の 他	37,561	32,311	16,397	116.25%	229.06%

※全社と各事業セグメントの合計額との差額は、事業セグメントに属しない全社費用であります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、役員報酬内規に基づき、取締役会決議により取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

③ 報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く）	89,238	75,840	13,398	5
（うち社外取締役）	(4,440)	(4,440)	(—)	(1)
取締役（監査等委員）	19,680	19,680	—	3
（うち社外取締役）	(9,240)	(9,240)	(—)	(2)
合 計	108,918	95,520	13,398	8
（うち社外役員）	(13,680)	(13,680)	(—)	(3)

- (注) 1. 上記報酬等の総額には、連結子会社からの役員報酬を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年6月24日開催の第1期定時株主総会において、年額250百万円以内（うち社外取締役25百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役1名）です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2022年6月24日開催の第1期定時株主総会において、年額25百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。
4. 取締役会は、指名・報酬委員会に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性を高めるためであります。なお、委任された権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選任された、社外取締役を過半数とする4名の取締役で構成され、独立社外取締役が委員長を務めております。

指名・報酬委員会の構成は、次のとおりであります。

委員長	原 正雄	社外取締役（監査等委員）
委員	皆川尚史	社外取締役
委員	遠山典夫	社外取締役（監査等委員）
委員	青木文恵	代表取締役社長

5 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取 締 役	皆 川 尚 史	
取 締 役 (監査等委員)	遠 山 典 夫	遠山典夫税理士事務所代表であります。 当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	原 正 雄	中島経営法律事務所パートナー代表社員であります。 当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査等委員会 出席状況 (出席率)	主な活動状況
取 締 役	皆 川 尚 史	20/20回 (100.0%)	—	当社の事業領域における専門的な知識や豊富な企業経営の経験を活かし、当社の経営判断や意思決定の過程で、その知見に基づいた助言や提言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	遠 山 典 夫	20/20回 (100.0%)	18/18回 (100.0%)	公認会計士、税理士としての豊富な知識と経験に基づく専門的見地から、発言を行っております。特に企業会計に関する高度な知識と豊富な経験を活かし、当社の事業活動の公平・公正な決定及び経営の健全性確保に対して有益な助言や提言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	原 正 雄	19/20回 (95.0%)	18/18回 (100.0%)	弁護士としての専門的見地から、発言を行っております。特に企業法務に関する高度な知識と豊富な経験を活かし、客観的な立場から、取締役の意思決定機能や監督機能に実効的な助言及び意見をいただくなど、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称 史彩監査法人

2 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,000 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,000 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の会社法監査における報酬等の額について同意の判断をしました。

3 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由の報告を行います。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

1 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

会社の業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

- ①当社グループの取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、原則として毎月開催され、経営に係る取締役の職務執行の監督を行う。
 - (ロ) 取締役会は、外部的視点からの経営監視をその機能及び役割として期待し、社外取締役を招聘する。
 - (ハ) 取締役は、適正な財務報告が、当社の株主・投資家・その他利害関係者からの信頼性確保のために重要であるとの認識に立ち、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築する。
- (二) 取締役は内部監査室が定期的に実施する内部監査を通じて、当社の業務実施状況の実態を把握し、法令・定款及び社内規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、当社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全及び経営効率の向上を図る。
- (ホ) 監査等委員は独立した立場から当社の内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行について監査する。
- (ヘ) コンプライアンス推進体制について、「コンプライアンス（法令遵守）規程」を定め、コンプライアンス推進部門（内部監査室と人事総務本部）の決定・指示のもとコンプライアンス推進責任者（各本部長）が基本方針を各本部役職員に周知・徹底するとともに、随時研修する。また、内部監査室、人事総務本部及び監査等委員会を公益通報窓口とする公益通報制度を設け、当社グループ及び各部署並びに役職員等による違反行為に関する通報をはじめ、あらゆる相談を受け付ける体制を構築する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ) 取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。）を、関連資料と併せて法令その他特別に定めのあるときのほかは保存期間を定めて保管するとともに、必要に応じて取締役が閲覧可能な状態を維持する。

- a 株主総会議事録
- b 取締役会議事録
- c リスク・コンプライアンス委員会議事録
- d 業績検討会議事録
- e その他当社グループの重要な会議体等の議事録

(ロ) 上記（イ）に定める文書の他、契約書、稟議書その他の文書については、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理を行うものとする。

③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 取締役会は、「リスク管理規程」を当社の損失に関する危険管理の統括的規程と位置付け、また、個別の損失の危険に対応するために、諸規程を整備する。

(ロ) リスク管理を担う機関として代表取締役社長を最高責任者に、取締役をリスク管理担当とし、リスク管理活動の推進を統括する。

(ハ) リスク管理・コンプライアンス推進に関する事項について、社内関連部署からの不適合報告、予兆管理、注意喚起、及び全社共有・対策検討に対応し、かつ、機関決定に際し、適宜、必要な調査、審議、及び推進を行うことを目的として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。
- (ロ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「取締役会規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「職務権限一覧表（稟議基準）」等諸規程において、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定める。

⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (イ) 子会社は、当社の経営理念の共有・浸透を図り、その業務の適正を確保する。
- (ロ) 子会社は、協議承認事項・報告事項については、当社へ報告し、承認を求めるとともに、定期的に業務進捗情報の報告を実施し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正を確保する。
- (ハ) 子会社担当取締役は、子会社の損失の危険の発生を把握した場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告を行う。
- (ニ) 子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告を行う。
- (ホ) 当社は必要に応じて、子会社に対して取締役を派遣又は監査等委員が赴き、当該役員を通じて、子会社担当取締役の職務執行を監視・監督する。

- ⑥監査等委員がその職務を補助すべき従業員（以下監査等委員会スタッフとする）を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査等委員がその職務を補助すべき監査等委員会スタッフを置くことを求めたときは、必要に応じて代表取締役社長と協議の上、従業員から監査等委員会スタッフを任命するものとする。

- ⑦監査等委員会スタッフの取締役からの独立性、及び監査等委員の監査等委員会スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

(イ) 監査等委員会スタッフの取締役からの独立性を確保するために、監査等委員は監査等委員会スタッフに関して以下の事項を明確化するなどして、監査等委員会スタッフの独立性の確保に努める。

- a 監査等委員会スタッフの権限
- b 監査等委員会スタッフの属する組織
- c 監査等委員会の監査等委員会スタッフに対する指揮命令権
- d 監査等委員会スタッフの人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査等委員の同意権

(ロ) 監査等委員会スタッフは、その職務に関して取締役から指揮命令を受けない。また監査等委員会スタッフの人事については監査等委員の同意を得ることとする。

- ⑧取締役及び従業員が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制

(イ) 当社グループの取締役及び従業員は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項がある場合は、監査等委員に直ちに報告する。前記に関わらず、監査等委員は、いつでも必要に応じて、当社グループの役員及び従業員に対して報告を求めることができる。

(ロ) 取締役は、公益通報者保護法等の法令を遵守し、社内体制を整備し、適切に運用することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員への適切な報告体制を確保する。

⑨監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役は、⑧（イ）・（ロ）に掲げた、取締役及び従業員の監査等委員への報告に対して、それを理由に当該報告者が不利益な取扱いを受けることがないものとする。

⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又はその償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査等委員の請求に基づき当社の負担により精算するものとする。

⑪その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（イ）監査等委員は、取締役会、業績検討会その他の重要な会議に出席し、当社グループの業務執行に関する報告を受けることができる。

（ロ）監査等委員は、監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に基づき、取締役会への出席、業務状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行うとともに、当社グループのコンプライアンス体制及びその運用に問題があると認めるときは、意見を述べて改善策の策定を求める。

（ハ）監査等委員は、自らの判断により、定期的に会計監査人より会計監査の結果を聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて会計監査人の監査に立会い、また、監査業務を執行した公認会計士と協議の場を持つなどして、会計監査人と相互の連携を高める。

⑫反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその体制

取締役会は、反社会的勢力との関係を断絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、暴力的または法的責任を超えた不当要求行為に組織を挙げて毅然と対応することを通じて、民事介入暴力、企業対象暴力に対して防衛するとともに、日本の関係法令及び行政指針を遵守し企業の社会的責任を全うし、断固たる態度で反社会的勢力を排除する。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めています。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(イ) リスク管理・コンプライアンスに対する取り組み

当社グループでは、代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置、以降概ね3ヶ月に1回、当該委員会を開催し、当社のリスク・コンプライアンスに関する課題への対応等の報告及び議論を行っています。

当事業年度における活動としては有価証券報告書に記載する「事業等のリスク」の抽出・対応方策の検討を行う他、喫緊の課題の整理・対応を図りました。また災害対策の事例発表・事業継続計画（BCP）の実施、リスク管理事例報告と対策検討を行いました。また、当社グループの取引先・役員及び関連当事者、社員、株主等に対する反社一括チェックを行い、当該委員会に結果の報告を行いました。

なお、リスク・コンプライアンスに関する課題とその対策の状況については、定期的に取締役会へ報告しております。

労務関連を中心としたリスク対応及びコンプライアンスに関する課題、対応状況等については、重大な事項が発生した場合、取締役及び監査等委員である取締役に報告しております。

内部通報制度につきましては、「公益通報に関する規程」を制定し、事業者の責務として社内での「公益通報者保護制度」を整備してきました。また、ミアヘルサグループの公益通報窓口として人事部による従業員相談窓口（HOT LINE）、内部監査室による通報受付、監査等委員相談窓口（HOT LINE）の運用が図られています。

(ロ) 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、監査等委員以外取締役 4 名（うち社外取締役 1 名）及び監査等委員である取締役 3 名（うち社外取締役 2 名）で構成されており、監査等委員である取締役が取締役会を監査・監督することで透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

当事業年度で取締役会は 20 回開催し、各議案の審議、業務執行の状況等の監督を行うとともに、活発な意見交換を行っているため、意思決定及び監督の実効性は確保されています。

3 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営上の重要課題の一つとしており、成長性を確保するため、将来の事業展開と企業体質の強化のための内部留保も考慮しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

また、当社の剰余金の配当回数につきましては、定款に期末配当及び中間配当の 2 回と定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当期の期末配当については、1 株につき 17 円とさせていただきます。また、内部留保資金につきましては、保育園をはじめとした新規事業所の開設設備投資資金等、事業拡大に必要な投資に充当し、企業価値向上に努めてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,396,572	流動負債	8,440,570
現金及び預金	4,523,755	買掛金	2,588,270
売掛金	2,830,912	短期借入金	3,391,660
商品	418,403	1年内返済予定の長期借入金	717,476
貯蔵品	19,736	リース債務	36,381
未収入金	171,062	未払金	351,519
その他の金	435,759	未払費用	709,872
貸倒引当金	△3,057	未払法人税等	36,384
固定資産	7,197,487	預り金	60,905
有形固定資産	5,237,823	資産除去債務	9,920
建物	4,194,323	賞与引当金	502,813
構築物	67,896	その他の負債	35,366
工具、器具及び備品	310,632	固定負債	3,239,383
土地	476,682	長期借入金	1,509,187
リース資産	188,289	リース債務	202,050
その他の負債	0	繰延税金負債	412,489
無形固定資産	344,016	資産除去債務	1,075,371
借地権	204,360	その他の負債	40,285
ソフトウェア	27,966	負債合計	11,679,953
その他の負債	111,614	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,615,647	株主資本	3,913,898
長期貸付金	212,910	資本剰余金	453,605
長期前払費用	40,464	資本剰余金	670,606
繰延税金資産	4,060	自己株式	2,789,835
差入保証金	1,060,420		△149
投資不動産	140,819	その他の包括利益累計額	207
その他の負債	156,972	その他有価証券評価差額金	207
資産合計	15,594,059	純資産合計	3,914,105
		負債・純資産合計	15,594,059

連結損益計算書

(2025年 4 月 1 日から
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目						金 額
売上	上	高				24,850,683
販売	上	原	利	益		22,181,217
費	上	総	理	費		2,669,466
営業	業	一	管	理		1,845,165
営業	業	外	利	益		824,300
受取	取	配	利	息	3,867	
受取	取	配	当	金	117	
賃補	貸	収	入	入	69,043	
そ	助	金	収	入	3,951	
営業	業	の	用	他	35,661	112,640
支社	払	利	息		44,735	
賃借	債	利	息		23	
そ	貸	原	価		61,955	
経	常	の	他		2,325	109,040
特	別	利	益			827,900
設備	等	補	助	金	収	入
受取	取	補	償	金	63,737	
特	別	損	失		933	64,671
固定	資	産	除	却	1,066	
減損	損	損	損	失	454,302	455,369
税金	等	調	整	前	当	期
法人	税、	住	民	税	及	び
法人	税	等	調	整	額	
当	期	純	利	益		234,074
親	会	社	株	主	に	帰
属	す	る	当	期	純	利
益						2,276
						200,851
						200,851

連結株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	452,355	669,356	2,672,852	△149	3,794,414
当期変動額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	1,250	1,250			2,500
剰余金の配当			△83,868		△83,868
親会社株主に帰属 する当期純利益			200,851		200,851
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	1,250	1,250	116,983	－	119,483
当期末残高	453,605	670,606	2,789,835	△149	3,913,898

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当期首残高	131	131	3,794,546
当期変動額			
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)			2,500
剰余金の配当			△83,868
親会社株主に帰属 する当期純利益			200,851
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	75	75	75
当期変動額合計	75	75	119,558
当期末残高	207	207	3,914,105

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	1 社
連結子会社の名称	ミアヘルサ株式会社

2. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商	品……………	総平均法（但し、食品事業の商品は先入先出法）	
貯	蔵	品……………	先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）… 定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	3 ～47年
構築物	2 ～30年
工具、器具及び備品	1 ～45年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）… 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- ④ 投資不動産 … 定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸 倒 引 当 金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞 与 引 当 金…………… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社では、確定拠出年金制度を導入しております。退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用を認識しております。

(5) 控除対象外消費税等の会計処理

発生連結会計年度の期間費用としております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定と同一の方法により均等償却を行っております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却に関しては、個別案件ごとに判断し、投資効果の発現する期間を合理的に見積もり、5年～8年間の定額法により償却しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

①保険調剤

保険調剤に係る収益は、医療機関で発行された処方箋を患者様から受領し、薬剤師が処方箋をもとに保険調剤を行うことにより、その調剤報酬は健康保険法に基づき、一部負担金を患者様、患者負担金以外を国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に請求を行うものであります。なお、当該履行義務は、保険調剤を患者様に行った一時点でサービスの支配が顧客に移転することからその時点で収益を認識しております。

②介護保険サービス

介護保険サービスに係る収益は、介護事業所が利用者様に介護保険サービスを行い、その介護報酬は介護保険法に基づき、一部負担金を利用者様、利用者負担金以外を国民健康保険団体連合会に請求を行うものであります。なお、当該履行義務は、介護保険サービスを利用者様に行った一時点でサービスの支配が顧客に移転することからその時点で収益を認識しております。

③高齢者住宅賃料・食事代等

高齢者住宅賃料・食事代等に係る収益は、サービス付き高齢者向け住宅等の利用者様に対する、介護保険サービス以外のサービスであり、利用者様にサービス対価を請求するものであります。なお、当該履行義務は、食事代等につきましては、サービスを利用者様に行った一時点でサービスの支配が顧客に移転することからその時点で収益を認識しております。また、賃料につきましては、リース取引に関する会計基準に従い賃貸借契約期間にわたり収益を認識しております。

④認可保育園

認可保育園に係る収益は、児童福祉法に基づき、国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等)を満たし、都道府県知事等に認可された保育施設及び区市町村が条例にて定めた認可基準を満たし、区市町村長に認可された保育施設であります。「子ども・子育て支援新制度」の下、国及び自治体が負担する施設型給付及び地域型保育給付を委託費として交付を受けて運営しております。

収益の大部分は、内閣府の定めた公定価格及び自治体が定めた補助金交付要綱に基づき、保育施設の運営を行うことにより履行義務が充足されることとなりますので、運営期間にわたり収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

① 固定資産

(単位：千円)

セグメントの名称	金額
医薬事業	949,502
子育て支援事業	4,273,680
介護事業	100,027
その他	78,868
全社共通	220,225

② 減損損失

454,302千円を計上しております。詳細は連結損益計算書に関する注記をご参照ください。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

減損の兆候が認められる資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。詳細は連結損益計算書に関する注記をご参照ください。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失の計上要否は、将来事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの総額と減損の兆候がある資産グループの帳簿価額を比較することで判定しております。

将来事業計画の策定にあたっては、以下のKPIに基づいて見積っております。

医薬事業：処方箋枚数、処方単価

介護事業：サービス付き高齢者向け住宅の入居率、デイサービス（通所介護）の利用者数

子育て支援事業：受入児童数

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの予測には不確実性が伴うことから、事業計画どおりに推移しない場合には、翌連結会計年度において減損損失が生じる可能性があります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

資産除去債務の見積りの変更

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に21,291千円加算しております。

なお、当該見積りの変更による連結損益計算書への影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

リースに関する会計基準等

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別計算書類に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

会計処理の方法として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 7,348,943千円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社の連結子会社（ミアヘルサ㈱）は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額 3,300,000千円

借入実行残高 3,300,000 //

差引額 ー千円

上記のコミットメントライン契約（当連結会計年度末残高300,000千円）について、以下の財務制限条項が付されております。

①2022年3月31日以降の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を前年同期比75%以上に維持すること。

②2022年3月31日以降の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。

3. 財務制限条項

当社の連結子会社（ミアヘルサ株）は、株式会社三井住友銀行をアレンジャー、株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱UFJ銀行をコ・アレンジャーとする既存取引銀行（計6行）にて、シンジケートローン契約を締結しております。この契約には以下の財務制限条項が付されております。

- ①2022年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2021年3月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- ②2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2021年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- ③2022年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。
- ④2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。
- ⑤2022年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額を、単体の損益計算書に記載される営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費（のれん償却費を含む。）の合計金額で除した割合が10倍を超えないこと。
- ⑥2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額を、連結損益計算書における営業利益、受取利息、受取配当金、及び連結キャッシュ・フロー計算書における減価償却費（のれん償却費を含む。）の合計金額で除した割合が10倍を超えないこと。

なお、当連結会計年度末における財務制限条項の対象となる借入金残高は1年内返済予定の長期借入金200,000千円、長期借入金550,000千円となっております。

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場 所	主な用途	種 類	減損損失 (千円)
東京都(17事業所)	医薬・子育て支援・介護事業所用資産	建物、構築物、工具、器具及び備品、土地、ソフトウェア、長期前払費用	441,806
埼玉県(4事業所)	介護事業所用資産	工具、器具及び備品	6,952
千葉県(1事業所)	介護事業所用資産	工具、器具及び備品	3,391
神奈川県(1事業所)	医薬事業所用資産	建物、工具、器具及び備品、ソフトウェア	2,151
合 計			454,302

当社グループは、単独でキャッシュ・フローを生み出す最小の事業単位として、店舗及び事業所等を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。また、特定の店舗及び事業所等との関連が明確でない資産については共用資産としております。なお、事業の用に直接供していない資産（遊休資産及び賃貸不動産）については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び閉鎖等により既存の投資回収が困難になった資産グループのうち、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（454,302千円）として特別損失に計上しました。

その内訳は、建物71,085千円、構築物7,031千円、工具、器具及び備品44,606千円、土地319,991千円、ソフトウェア2,690千円、長期前払費用8,897千円であります。

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額については、処分価額から処分に要する費用を控除した金額をもって算定しており、将来使用見込がなく売却が困難な資産については、零としております。使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期 首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 株 式 数
普 通 株 式	2,795,300株	7,000株	－株	2,802,300株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加7,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月26日 株 主 総 会	普通株式	47,518	17.0	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年10月15日 取 締 役 会	普通株式	36,350	13.0	2025年9月30日	2025年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2026年6月26日 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	47,637	17.0	2026年3月31日	2026年6月29日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 普通株式 1,700 株

(4) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数 普通株式 121 株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に新規出店等を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引のみ行い、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、そのほとんどが国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金等の公的機関に対する債権であり、信用リスクは低いものと判断しております。差入保証金の主な内容は、賃借物件の貸主への敷金・保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金、及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で14年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び差入保証金について、各事業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされています。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理財務統括部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注1）を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 差入保証金	1,060,420	759,208	△301,211
資産計	1,060,420	759,208	△301,211
(1) 長期借入金(1年以内返済含む)	2,226,663	2,194,048	△32,614
負債計	2,226,663	2,194,048	△32,614

（注）1. 市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
出資金	6,704

（注）2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
売掛金	2,830,912	—	—	—
差入保証金	7,330	—	—	1,053,090
合計	2,838,242	—	—	1,053,090

（注）3. 長期借入金、その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	3,391,660	—	—	—	—	—
長期借入金	717,476	588,276	485,311	324,440	111,160	—
合計	4,109,136	588,276	485,311	324,440	111,160	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	759,208	－	759,208
資産計	－	759,208	－	759,208
長期借入金	－	2,194,048	－	2,194,048
負債計	－	2,194,048	－	2,194,048

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、回収可能性を反映した受け取り見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年以内返済含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルと居住用アパート(土地を含む。)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (千円)	連結決算日における時価 (千円)
221,282	225,510

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 連結貸借対照表計上額の期末残高のうち、80,463千円は賃貸用ビルの借地権であり、無形固定資産に計上しております。

(注) 3. 連結決算日における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,396円81銭
1 株当たり当期純利益	71円83銭

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、当社グループの報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	医薬事業	子育て支援 事業	介護事業	計		
保険調剤	9,916,147	—	—	9,916,147	—	9,916,147
介護保険サービス	—	—	1,958,739	1,958,739	—	1,958,739
高齢者住宅食事代等	—	—	244,937	244,937	—	244,937
認可保育園	—	8,139,463	—	8,139,463	—	8,139,463
その他	31,372	2,155,159	692,980	2,879,512	1,069,893	3,949,406
顧客との契約から生じる収益	9,947,519	10,294,623	2,896,657	23,138,800	1,069,893	24,208,694
その他収益(注) 2	—	—	641,989	641,989	—	641,989
外部顧客への売上高	9,947,519	10,294,623	3,538,647	23,780,789	1,069,893	24,850,683

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食品事業を含んでおります。

2. 「その他収益」の区分は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸料収入等であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 3. (7)収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,769,386
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,783,102

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	556,258	流 動 負 債	155,002
現 金 及 び 預 金	54,736	未 払 金	111,003
貯 蔵 品	190	未 払 法 人 税 等	23,462
未 収 入 金	500,743	未 払 消 費 税 等	6,441
そ の 他	587	預 り 金	3,160
固 定 資 産	3,009,184	そ の 他	10,935
投資その他の資産	3,009,184	負 債 合 計	155,002
関 係 会 社 株 式	3,005,123	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	4,060	株 主 資 本	3,410,439
資 産 合 計	3,565,442	資 本 金	453,605
		資 本 剰 余 金	2,858,728
		資 本 準 備 金	153,605
		そ の 他 資 本 剰 余 金	2,705,123
		利 益 剰 余 金	98,255
		そ の 他 利 益 剰 余 金	98,255
		繰 越 利 益 剰 余 金	98,255
		自 己 株 式	△149
		純 資 産 合 計	3,410,439
		負債・純資産合計	3,565,442

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		
商標権使用料収入	310,633	
関係会社受取配当金	49,706	360,339
営業費用		214,591
営業利益		145,747
営業外収益		
受取利息	236	
その他	41	277
経常利益		146,024
税引前当期純利益		146,024
法人税、住民税及び事業税	35,885	
法人税等調整額	1,782	37,667
当期純利益		108,357

株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 準 備 金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当期首残高	452,355	152,355	2,705,123	2,857,478	73,766	73,766
当期変動額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	1,250	1,250		1,250		
剰余金の配当					△83,868	△83,868
当期純利益					108,357	108,357
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	1,250	1,250	－	1,250	24,489	24,489
当期末残高	453,605	153,605	2,705,123	2,858,728	98,255	98,255

	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△149	3,383,450	3,383,450
当期変動額			
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		2,500	2,500
剰余金の配当		△83,868	△83,868
当期純利益		108,357	108,357
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	－	26,989	26,989
当期末残高	△149	3,410,439	3,410,439

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. 収益及び費用の計上基準

商標権使用料

商標権使用料に係る収益は、当社の子会社に対し、当社が所有する商標権について非独占的な通常使用権を許諾することを履行義務として識別しています。なお、当該履行義務は、当社の子会社が事業活動を行い、売上高を計上するにつれて充足されるものであることから、当社の子会社の売上高実績に、一定の料率を乗じた金額を収益を認識しております。

受取配当金については配当金の効力発生日をもって認識しております。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権

500,743千円

短期金銭債務

104,494千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引

営業収益 (収入分)

360,339千円

営業費用 (支出分)

22,889千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末の自己株式の総数

普通株式

121株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(ア) 繰延税金資産	
未払事業税	1,869千円
減価償却超過額	1,987千円
その他	203千円
繰延税金資産小計	4,060千円
評価性引当額	一千円
繰延税金資産合計	4,060千円
(イ) 繰延税金負債	
繰延税金負債合計	一千円
(ウ) 繰延税金資産（負債）の純額	
	4,060千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	ミアヘルサ株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 商標使用权の 契約締結	商標権使用料 (注)	310,633	未収入金	500,743

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 商標権使用料については、外部売上高の対価として妥当性を勘案し双方協議のうえで定められた料率をもとに決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,217円07銭
1株当たり当期純利益	38円75銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

ミアヘルサホールディングス株式会社
取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指定社員
業務執行社員
指定社員
業務執行社員

公認会計士 田 和 大 人

公認会計士 野 池 毅

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミアヘルサホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミアヘルサホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えるとは合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

ミアヘルサホールディングス株式会社
取締役会 御中

史彩監査法人
東京都港区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 田 和 大 人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 野 池 毅

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミアヘルサホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と管理部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人 史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

ミアヘルサホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 足 立 正 弘 ㊞

監査等委員 遠 山 典 夫 ㊞

監査等委員 原 正 雄 ㊞

(注) 監査等委員 遠山典夫及び原正雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

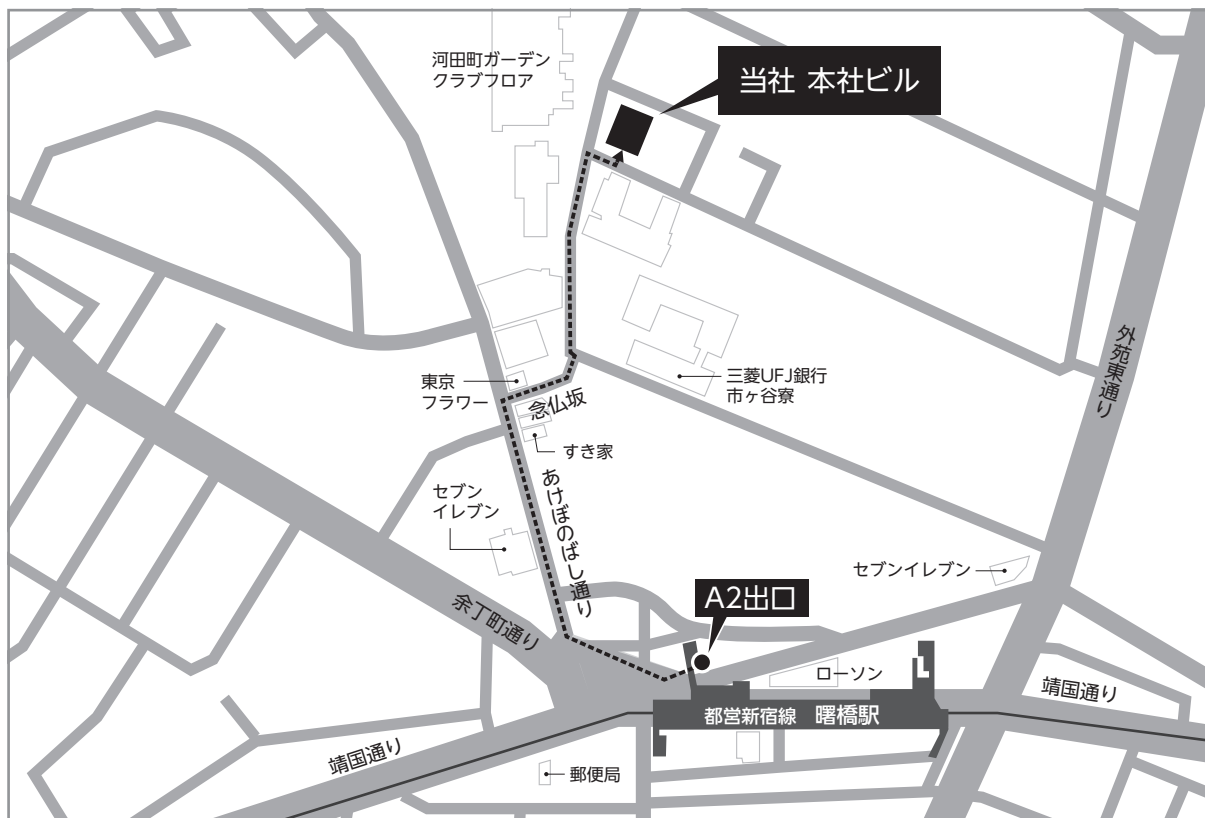
株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区市谷仲之町3番19号
当社 本社ビル
TEL 03-3341-7205

交通
機関

都営地下鉄新宿線「曙橋駅」
A2出口から徒歩5分



車椅子等にてご来場の株主さまには、会場内に専用スペースを設けております。
ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。